

A photograph of a plum tree in bloom. The branches are dark and bare, with numerous bright pink flowers in various stages of opening. The background is a clear, light blue sky. A semi-transparent purple circle is overlaid in the upper right quadrant, containing the chapter title.

# 第1章

## 總論

# 第1節 策定方針

## 1 策定の背景と目的

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、WHO（世界保健機関）が令和2年（2020年）3月にパンデミック（世界的大流行）を宣言し、翌月には国内でも緊急事態宣言が発出される事態にまで拡大しました。その後、一時的に小康状態にあったものの、令和3年（2021年）1月には2度目の緊急事態宣言が発出される事態にまで拡大し、1度目の緊急事態宣言から1年が経過した現在においても、感染症の猛威は収まらず、流行前とは一変した生活・社会・経済が続いています。

感染症の拡大は世界経済に影を落とし、IMF（国際通貨基金）の世界経済見通し（令和3年（2021年）1月26日改訂見通し）では、2020年の成長率は、世界経済でマイナス3.5%、日本においてもマイナス5.1%と推計しており、2021年後半にはワクチンの後押しを得て景気が加速するという期待があるものの、世界経済は異例の不確実性の中にあるとしています。

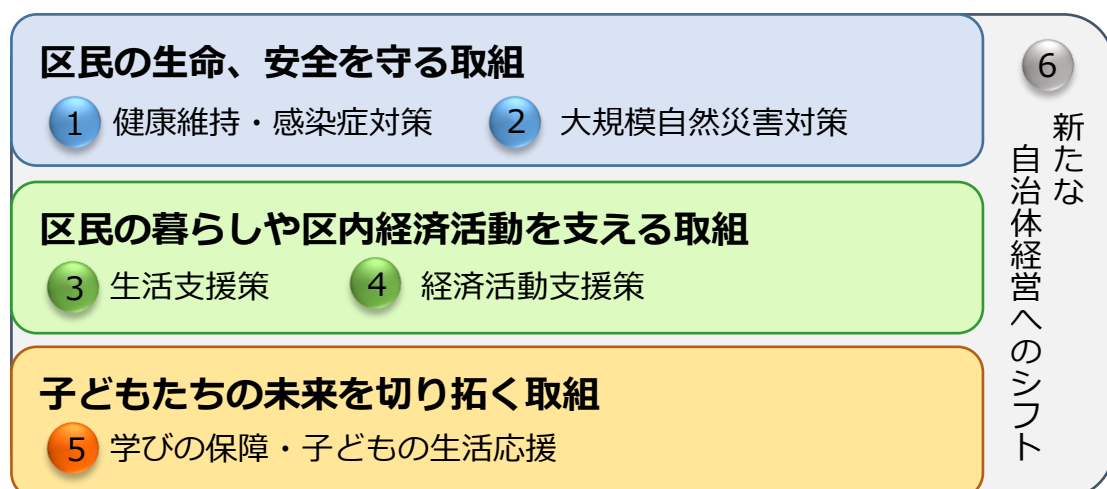
また、令和元年度（2019年度）は台風第19号をはじめとする風水害の脅威にさらされ、区内でも大規模な浸水被害が発生しました。地球温暖化の影響により、今後もこのような大規模自然災害の発生頻度の高まりや激甚化が懸念されています。

区は、感染症拡大という困難な局面を克服するための対策や、大規模自然災害への対策に迅速に取り組むとともに、従前からの重大なテーマである、少子高齢化への対応、公共施設の維持更新、重要な成長戦略となる社会資本の整備も見据えた施策展開に取り組んでいく必要があります。

区は、こうした重点的な施策の財政需要に應えるために、事務事業の見直しを進め、生み出した経営資源を、優先すべき取組の原資として有効活用することを決め、対策を着実に推進するための計画として、新おた重点プログラムを策定することにしました。

## 2 策定の視点

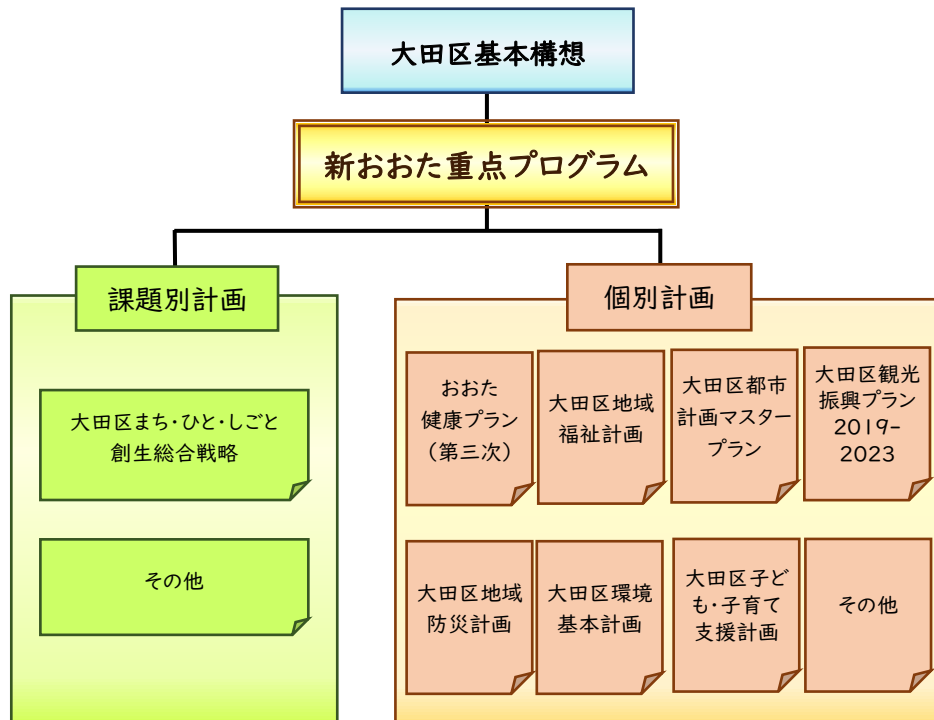
上記の背景を踏まえ、本計画の策定にあたっては、第一に区民の生命・財産を守ることを最優先課題として「健康維持・感染症対策」、「大規模自然災害対策」、「生活支援策」、「経済活動支援策」、「学びの保障・子どもの生活応援」、「新たな自治体経営へのシフト」の6本の柱を中心に据えます。





### 3 計画の位置付け

本計画は、大田区基本構想で掲げる区の将来像を実現するための具体的な取組を示すものであり、基本構想の直下に置き、広く区政全般の方向性を示す計画として、各種課題別・個別計画等との整合・連携を図ることとします。



### 4 関連計画

本計画は、大田区行政経営方針及び大田区情報化推進計画と三位一体となって、区政運営の最適化を図り、大田区の将来像実現に向けて着実かつ迅速に施策を推進するものとします。



## 5 計画の構成

本計画は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う喫緊の課題や、ポストコロナ時代に特に注力して推進する取組を掲げた「第2章 計画の柱」と、計画の柱で掲げた取組や区の将来像実現に向けて重点的に推進する事業を年次計画として具体的に示す「第3章 施策と重点事業」を中心に構成しています。

また、直面する緊急課題にスピード重視で対応する必要がある一方で、社会情勢の変化や新しい生活様式を踏まえた効果的な施策の展開が求められることから、緊急課題を中心とした令和2年度版（令和2年10月策定済み）と、ポストコロナを見据えた令和3年度版（本書）の2段階で策定しています。

### ○【令和2年度版】令和2年10月策定

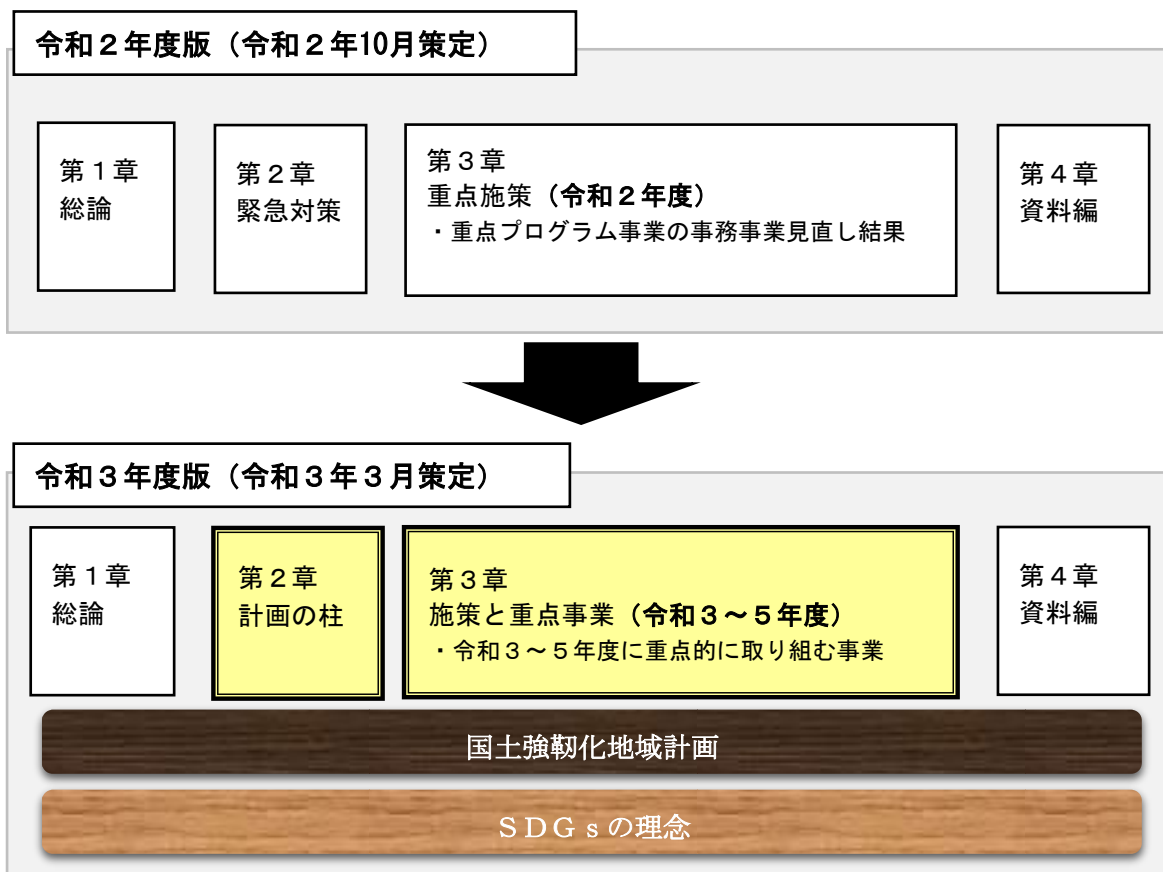
困難な局面を克服するための対策を6本の柱として示し、これに該当する取組を「第2章 緊急対策」として掲げています。また、事務事業の見直し結果を「第3章 重点施策」に反映し、令和2年度（2020年度）の年次計画を示しています。

### ○【令和3年度版】令和3年3月策定（本書）

ポストコロナ時代に対応するための計画として、社会動向の分析を行った上で、施策体系や方向性等の見直しを行っています。また、柱の範囲を、緊急対策中心だった令和2年度版から、復興・回復対策、ポストコロナにまで拡張しています。

更に本計画では新たに国土強靱化地域計画やSDGsの理念を取り込んでいます。脆弱性評価により洗い出された課題に対して、対応策として各事業を紐付けるとともに、持続可能なまちの実現を目指して、各施策でSDGsのゴールを掲げています。

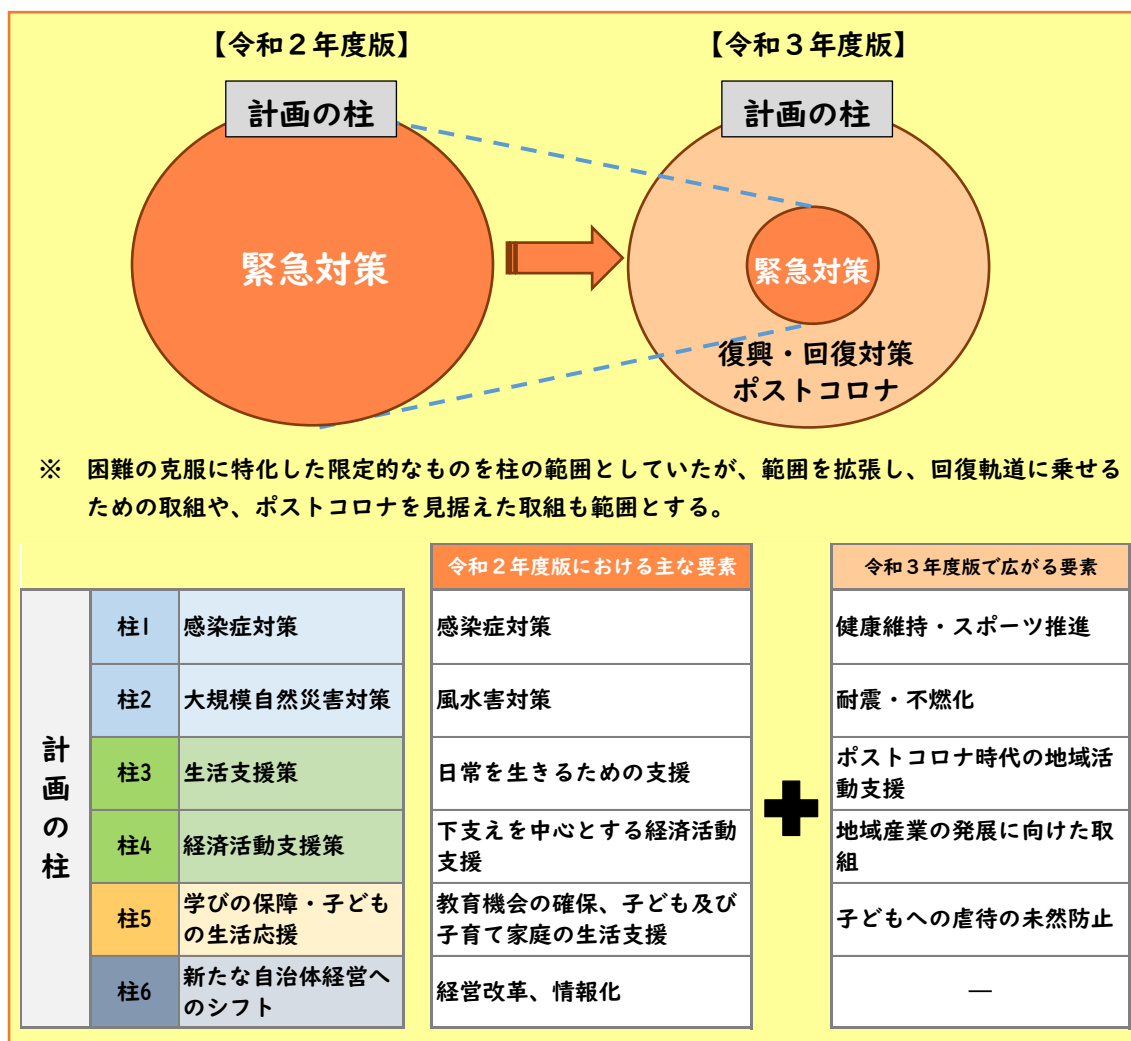
また、令和3年度版では令和3年度（2021年度）から5年度（2023年度）の年次計画を示していますが、毎年度見直しを行うこととします。



## 6 計画の柱

令和2年度は直面した危機に対処するための緊急対策を中心に取り組んできましたが、令和3年度以降は、緊急対策に加えて中期的視点も踏まえ、区民生活や地域経済の回復に向けた取組を打ち出していく必要があります。

区の施策展開が次のステージに移行することを踏まえ、新おおた重点プログラムの柱の範囲を復興・回復対策、ポストコロナを見据えた対策にまで拡大し、各柱にポストコロナ時代を踏まえた新たな要素を加えています。



## 7 計画の期間

本計画の計画期間は令和2年度（2020年度）から5年度（2023年度）までの4年間とし、毎年度年次計画の見直しを行うこととします。

## 8 これまでの経過

平成31年(2019年)3月

区の基本計画である「おおた未来プラン10年(後期)」の計画期間満了  
令和元年(2019年)7月

「おおた重点プログラム」の策定

令和元年(2019年)11月

大田区新基本計画策定懇談会の設置

令和2年(2020年)2月

大田区新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

令和2年(2020年)4月

新基本計画策定延期の決定

令和2年(2020年)5月

緊急事態宣言解除後の区政運営の方向性の決定

令和2年(2020年)5月～8月

新型コロナウイルス感染症対策の充実と今後の区政運営を見据えた全事務事業の見直しの実施

令和2年(2020年)10月

新おおた重点プログラム【令和2年度版】策定

## 第2節 計画の前提

### 1 社会動向の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済をはじめとする社会の様々な分野に影響を及ぼし、各分野は「新しい生活様式」を踏まえた「新しい日常」に対応するための変革を迫られ、現に変革を遂げている最中にあります。また、デジタル化の加速など感染症拡大という事態をきっかけとし、感染症流行の終息後においても定着する不可逆的な変革もあることから、将来に渡り、感染症発生前とは違った社会がもたらされると考えられます。区はこれらの変革を見据えて施策を推進し、新しい日常が定着した新しい大田区を実現していく必要があります。

#### 【国内の影響と変化】

##### (1) 経済・産業

世界・日本の経済は、いずれも大幅な落ち込みがみられ、その後も低迷が続き、製造業、非製造業ともに平成31年(2019年)からの1年間で景況感が大幅に悪化しています。区内の景況も令和2年(2020年)4~6月期を底に、同7~9月期も低調に推移しています。世界経済のGDPが新型コロナウイルス感染症流行前の水準に戻るタイミングについては、令和3年後半以降になると予想されています。

また、様々な分野で自動化、機械化が加速するとともに、これまで効率化の観点から輸入に頼っていた物資は、リスク分散の観点から国内回帰が進む可能性があります。

##### (2) 都市インフラ

感染症対策のための行動抑制に伴い、公共交通機関の利用者数が減少する一方で、自動車や自転車など他人との接触や混雑を回避する移動手段の利用割合が増加しています。また、外出先として自宅から遠く離れた都心・中心市街地を訪れる頻度が減少する一方で、自宅周辺を訪れる頻度が増加しており、公園、広場、テラス等のゆとりある屋外空間の充実や徒歩等で回遊できる空間の充実など、オープンスペースの充実のニーズが高まっています。

人の移動需要が今後も低い水準で推移すれば、交通インフラのほか、住宅等の土地利用やまちづくりなど都市インフラの維持・整備において多様な影響が出てくることを見込まれます。

##### (3) ライフ／ワークスタイル

緊急事態宣言(令和2年(2020年)4月)解除後も東京都市圏では自宅で長く過ごす傾向が見られ、外出を伴う買い物・飲食の機会は減少しています。一方でオンラインショッピングや宅配サービスによる消費が拡大するとともに、非接触を意識したキャッシュレス決済の利用が増加しています。

三密\*回避の働き方としてテレワークが拡大しています。感染症流行終息後もテレワークを中心とした働き方を希望する人は多く、特に二十三区に居住している人の継続意向の割合が高くなっています。また、働き方としてテレワークが常態化すれば、通勤利便性よりも

テレワークを意識した間取りや周辺環境などが、住宅選びにおいてより重視されると予想されます。

#### (4) 健康・福祉・医療

感染防止のため、従来の健康・福祉・医療に関する各種行動が抑制されています。

介護分野では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在宅での介護が増加傾向にあります。また、働き方として在宅勤務が広まったことにより、仕事と介護が両立しやすい環境が整った一方で、家族による介護の負担が増加しています。

医療分野では、緊急性の低い軽症での医療機関受診は感染症流行終息後も減少したままであると見込まれます。また、今後は不特定多数の人と接触するリスクのない在宅医療やオンライン診療の普及が進むと予想されます。

また、外出自粛による運動不足を解消するために、健康管理・運動管理への意識が高まると考えられます。

#### (5) 子ども・教育

テレワークや労働時間の減少など、働き方が変化した世帯では、家族と過ごす時間が増加するとともに、育児において夫の役割が増加した割合が高くなっています。

学校では、三密\*回避のため、校内でのデジタル環境の整備が進みつつあります。また、大学、短大、専門学校では、校舎内での講義・授業が制限され遠隔授業が実施されています。今後もオンライン教育の環境整備が進むことで、感染症の流行が終息した後においても、従来の対面式授業とオンライン授業の併用が定着していくと想定されます。

#### (6) 文化・観光

各種文化活動については、感染対策に伴う行動抑制により、一時的に、文化施設の閉鎖、イベント等の開催休止などが実施されましたが、行動抑制の緩和に伴い、一定の制限の下で、文化施設の開館、イベント等の開催が再開されました。

また、感染症拡大を機に急速に広まったオンラインでのイベント開催は、遠隔地から参加できるなどの利便性から、感染症流行終息後においても定着するものと想定されます。

観光については、感染対策に伴う行動抑制により、観光需要は大幅に減少しました。行動抑制の緩和により国内客は戻りつつありますが、旅行再開の意向は日帰り旅行など近場で検討している割合が高く、長距離移動を伴う旅行の需要が回復するまでには時間を要すると想定されます。また、感染症流行終息後には、外国人客の回復が見込まれるものの、感染症発生前の水準に戻るには時間が掛かることが想定されます。

#### (7) 環境・エネルギー

発電及び産業用途でのエネルギー需要が低下したことにより、石炭やガスなどの利用が減少し、世界のCO2排出量は対前年比で大幅な減となっています。

テレワークなどの働き方の変化は、自動車や公共交通機関など、通勤に伴うエネルギー消費量を減少させると見込まれますが、一方で在宅時間が増加することで、家庭でのエネルギー消費量は増加すると見込まれます。

また、外出自粛に伴い家庭から排出されるごみの量が増加しています。



### 【参考資料】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査(内閣府)
- ・新型コロナ流行前、緊急事態宣言中、宣言解除後の3時点で個人の24時間の使い方を把握した全国初のアンケート調査(速報)(国土交通省)
- ・新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(国土交通省)
- ・旅行・観光消費動向調査2020年7-9月期(速報)(観光庁)
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた今後の気候変動対策について(環境省)
- ・訪日旅行市場における新型コロナ感染症の影響と需要回復局面の旅行者ニーズと志向に関する調査(日本政府観光局)
- ・新型コロナウイルス感染症の世界日本経済への影響と経済対策提言(株式会社三菱総合研究所)
- ・生活者市場予測システム アンケート結果(株式会社三菱総合研究所)
- ・新型コロナウイルス対策緊急提言(第22回-5、第35回)(株式会社野村総合研究所)

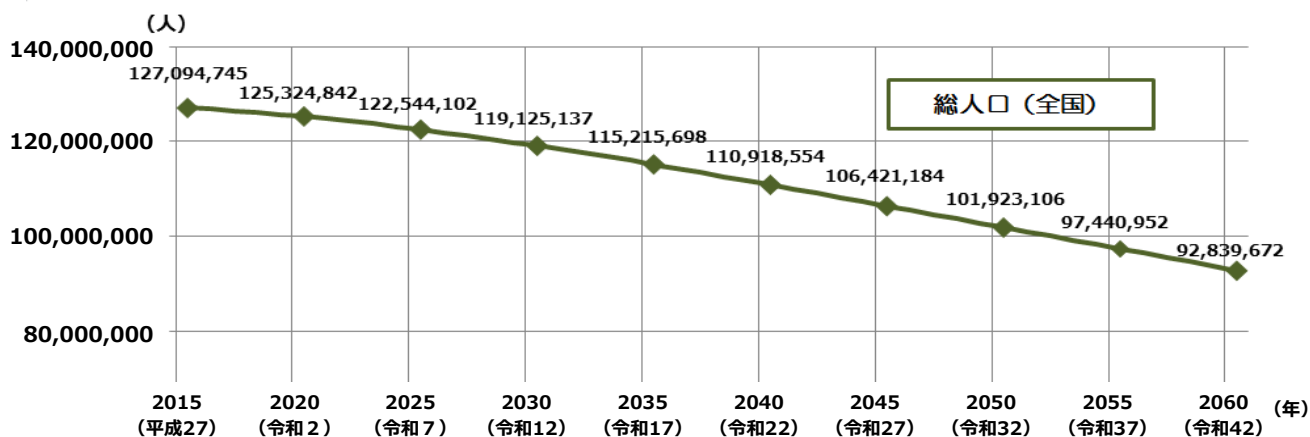
## 2 将来人口の推計

### (1) 全国と大田区の総人口

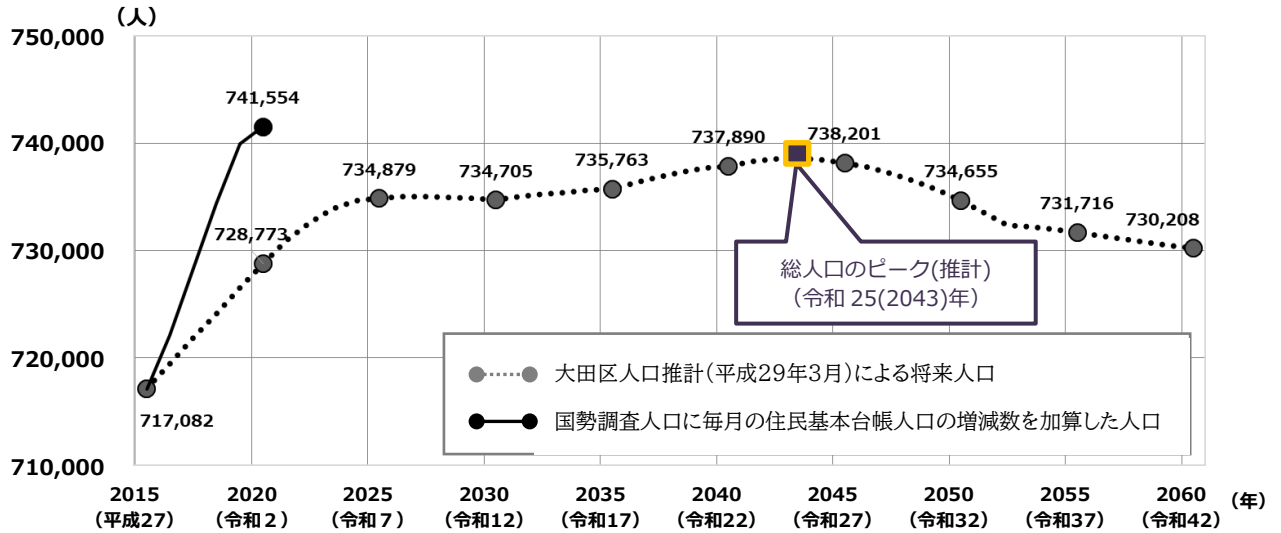
戦後一貫して増加を続けてきた日本の人口は、平成22年(2010年)国勢調査でほぼ横ばいとなり、平成27年(2015年)調査の結果、ついに減少に転じました。将来的にも減少が続くと見込まれています。

一方、大田区の人口は平成7年(1995年)以降増加を続け、平成27年(2015年)には71万人を上回りました。国勢調査を基にした推計では、2040年代前半までは増加を続け、人口のピークは、令和25年(2043年)の738,600人と推測されていましたが、推計を超えるペースで人口が増加し続けたことから、令和2年(2020年)時点で741,554人(国勢調査人口に住民基本台帳人口の増減数を加算した人口)と、早くも推測のピークを上回っています。その一方で新型コロナウイルス感染症の拡大以降、人口は減少傾向に転じ、令和2年(2020年)12月には、リーマンショックの影響が残る平成22年(2010年)9月以来およそ10年ぶりに前年同月の人口を下回りました。

### 【全国の総人口の推移】

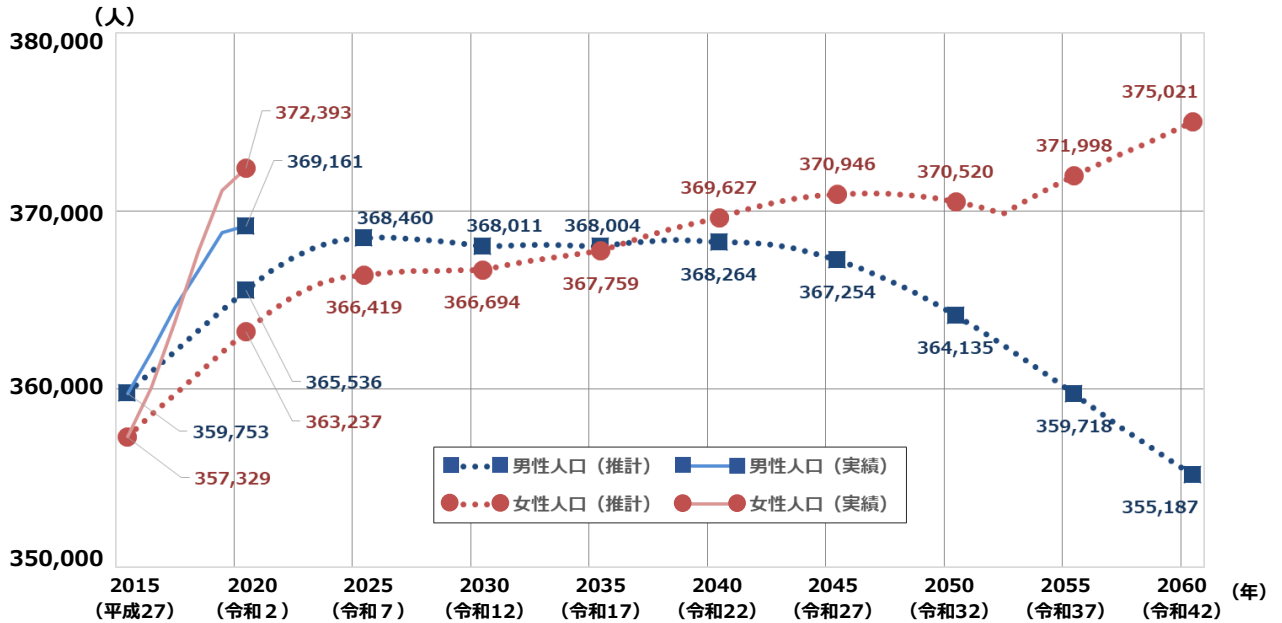


【大田区の総人口の推移】



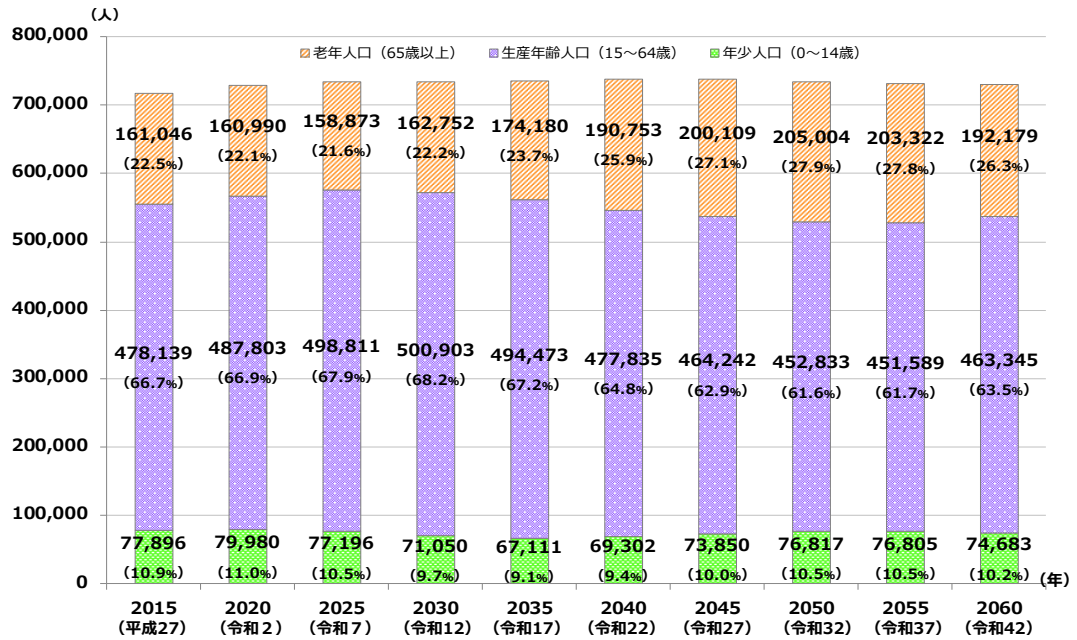
性別で見ると、国勢調査時点では男性が女性を上回っていましたが、推計では、その後、その差は縮まり、2030年代後半に男女が逆転すると見込まれていました。実績では平成30年(2018年)時点ですでに男女が逆転しています。

【大田区の男女別人口の推移】



近年急増していた老年人口(65歳以上)は、団塊世代\*が全て高齢者となったため、一旦は、ほぼ横ばいか、緩やかな増加に留まりますが、団塊ジュニア\*が高齢者となる令和17年(2035年)頃からは増加のペースが再び加速します。また、20歳から39歳までの女性人口が安定的に推移するため、その子どもの世代である年少人口(14歳以下)も長期的にほぼ横ばいで推移します。生産年齢人口(15~64歳)は、増減を繰り返すものの、40万人台後半の現在の水準を維持します。

## 【人口構成の推移】

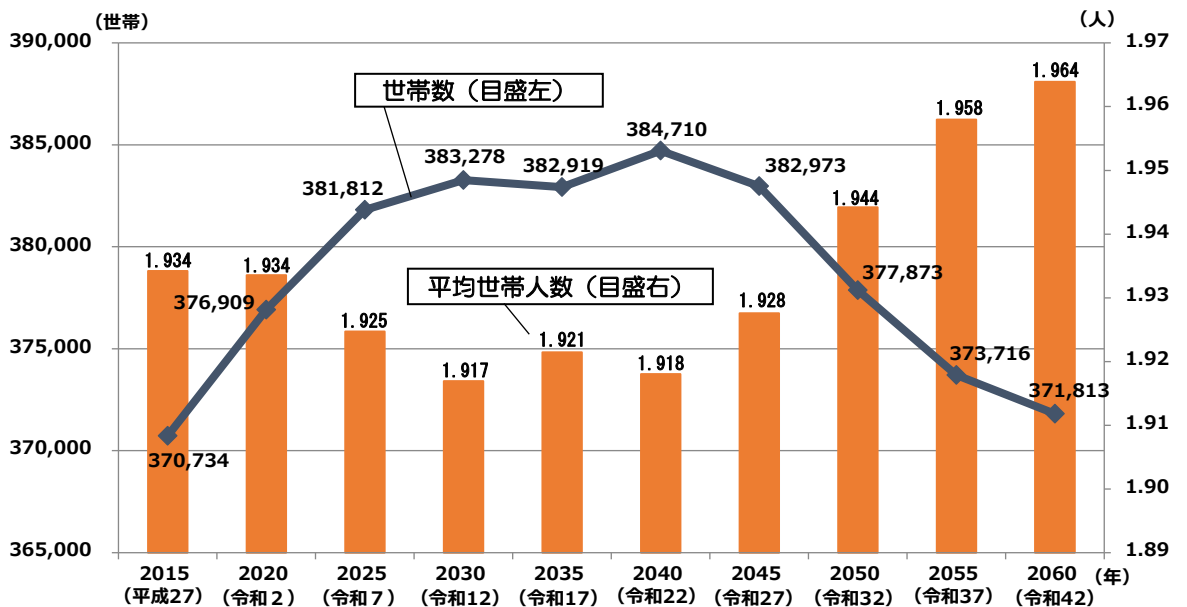


※ 各年の合計人数は、表示単位未満を四捨五入しているため、P.10の表の総人口数と一致しない場合があります。  
 ※ 各年の人口構成の割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計しても100%とならない場合があります。

## (2) 将来世帯数の推計

近年は、単独世帯や核家族世帯の増加等の影響から、総世帯数の増加と、平均世帯人員の減少が続いていますが、今後は、世帯主の多くを占める男性が減少し、総世帯数についても減少に転じます。また、総世帯数の減少ペースが総人口の減少ペースを上回るため、平均世帯人員は増加します。

## 【世帯数、平均世帯人数の推移】



### 3 財政見通し

#### (1) 財政見通しの基本的考え方

区財政は、平成に入って、バブル崩壊とリーマンショックという2度の大きな経済不況を経験しました。その際は、特別区税等の一般財源が大きく落ち込んだことから、特別区債\*の大量発行や基金の取崩しにより歳入不足を補いました。こうした経験から、区は基金の計画的な積み増しや特別区債の発行抑制と着実な償還を進めてきており、現時点まで財政の健全性は維持してきたものと考えています。

しかし、内閣府が公表した令和3年1月の月例経済報告では、我が国の経済は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としており、予断を許さない状況となっています。

今後の区財政の見通しは、歳入においては、新型コロナウイルス感染症の拡大及び緊急事態宣言に伴う経済活動の停滞により、一般財源の減収が見込まれる一方、歳出においては、公共施設の維持更新に係る経費や社会保障関係経費の増が想定されるなど、大幅な財源不足が見込まれる状況です。加えて、従来から、国による、「地方創生の推進」と「税源偏在是正」を大義名分とした、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われています。さらに、区のこれまでの新型コロナウイルス感染症関連の財政負担は、国からの財政支援措置を大幅に超えており、今後も財政需要は一層高まることが想定されます。

このような状況のもと、安定した行政サービスを継続して提供するためには、様々な角度から新たな歳入の確保を進め、事務事業の見直し・再構築により経営資源を生み出し、これらに加えて基金や特別区債の効果的な活用を行う必要があります。

財政見通しは、先行きを見通すことが困難な状況の中でも、緊急に解決すべき課題や着実に進めるべき山積する課題に取り組めるよう、必要な財源を確保しながら、より一層効果的な財政運営を進めるための枠組みとしました。

#### (2) 歳入の見通し(一般会計)

(単位：億円)

区 分	令和3年度(2021年度) (予算)		令和4年度(2022年度) (見通し)		令和5年度(2023年度) (見通し)	
	予算	構成比	見通し	構成比	見通し	構成比
特別区税	755	25.7	769	25.7	790	26.2
地方譲与税等	219	7.5	208	6.9	223	7.4
特別区交付金*	671	22.8	719	24.0	740	24.6
国・都支出金	802	27.3	761	25.4	774	25.7
特別区債	70	2.4	66	2.2	65	2.2
その他の収入	421	14.3	473	15.8	419	13.9
<b>合 計</b>	<b>2,938</b>	<b>100.0</b>	<b>2,996</b>	<b>100.0</b>	<b>3,011</b>	<b>100.0</b>

\*表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。



### <特別区税>

特別区民税は、均等割額分については納税義務者数を15歳以上人口との回帰分析から推計、所得割額分は、前年度名目GDPとの回帰分析から見込みました。

### <地方譲与税等>

航空機燃料譲与税及び利子割・配当割・株式等譲渡所得割交付金は、近年の収入状況等を参考に見込みました。

### <特別区交付金\* >

交付金の原資となる調整三税をそれぞれ見込みました。法人住民税は名目GDPとの回帰分析により推計、固定資産税は近年の増減率を参考に推計、特別土地保有税は令和3年度当初フレーム同額としました。

## (3) 歳出の見通し(一般会計)

(単位：億円)

区 分	令和3年度(2021年度) (予算)		令和4年度(2022年度) (見通し)		令和5年度(2023年度) (見通し)	
	予算	構成比	見通し	構成比	見通し	構成比
義務的経費	1,462	49.8	1,496	49.9	1,487	49.4
人件費	455	15.5	459	15.3	455	15.1
扶助費*	983	33.4	995	33.2	1,010	33.5
公債費*	24	0.8	43	1.4	22	0.7
投資的経費	312	10.6	330	11.0	329	10.9
特別会計繰出金	247	8.4	249	8.3	252	8.4
その他経費	917	31.2	921	30.7	943	31.3
<b>合 計</b>	<b>2,938</b>	<b>100.0</b>	<b>2,996</b>	<b>100.0</b>	<b>3,011</b>	<b>100.0</b>

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

### <義務的経費>

人件費は、報酬、給与、職員手当などを積算。職員定数や退職者数の見込みなどを参考に見込みました。

扶助費は、現行制度を踏まえ、リーマンショック時の状況や各対象年齢における人口推計を基に見込みました。

### <投資的経費>

今後の主要工事及び近年の実績等を基に見込みました。

### <特別会計繰出金>

現行制度を踏まえ、各対象年齢における人口推計を基に見込みました。

※この財政見通しは、作成時点で想定できる推計であり、今後の予算編成を拘束するものではありません。

## 4 持続可能な行政運営の推進

財政見直しにあるとおり、区の行財政を取り巻く環境は、さらに厳しさを増していることから、令和2年度に約1,500件に及ぶ全事務事業について見直し・再構築を実施しました。不急な事業等の休止や見送り、事務事業の統合、優先順位付けや実施手法の見直しなどを行うことで、「ヒト・モノ・カネ・情報」などの貴重な経営資源を生み出し、より効果的・効率的な行政運営を推進しました。

区は多様化・複雑化する行政需要に的確に対応するために、引き続き全事務事業の見直しを継続的に実施し、最小の経費で最大の効果を発揮する区政の実現を目指します。

### (1) 財政見直しを踏まえた歳入確保と歳出抑制の取組

持続可能な行財政運営基盤を構築するためには、歳入を確保するための財源の創出や、年々増加する社会保障費の抑制、補助金の徹底した見直し、公共施設の適正化など、経常的経費等の歳出抑制に取り組めます。

#### ア 歳入の確保と適正化

##### ○使用料等の受益者負担\*の適正化

- ・受益者負担の適正化による施設利用者と未利用者の公平性を確保するため、施設の性質等に応じた使用料の見直し

##### ○公有財産の有効活用

- ・未利用資産の把握と貸付等を含めた活用方法の検討
- ・民間ノウハウを活用した資産の有効活用

##### ○クラウドファンディング等の資金調達

- ・目的達成やプロジェクトに対し、その目的に賛同する方から出資金や寄付を募る仕組みの活用

#### イ 歳出の抑制と適正化

##### ○全事務事業の見直し・再構築

###### 【重点見直し項目】

###### ◆イベント事業

- ・オンライン・リモート開催、動画配信等の非接触型サービスの導入

###### ◆補助金事業

- ・「大田区補助金適正化方針」に基づく見直し

###### ◆窓口・問い合わせ対応業務、申請受付・入力業務

- ・デジタル技術の導入・推進

##### ○公共施設マネジメント

- ・地域ごとの将来のまちづくりを見据えた、施設の適正配置の実現
- ・施設重視から機能重視への転換による、施設の集約及び有効活用
- ・学校施設の複合化・多機能化による地域コミュニティ\*の活動拠点づくり
- ・適切な維持管理、長寿命化による財政負担の平準化及びライフサイクルコストの削減

## (2) これからの自治体経営

ポストコロナを見据えた新たな自治体経営を推進するためには、変化を続ける社会情勢を的確に捉え、DX(デジタル・トランスフォーメーション)\*等の推進、民間のノウハウや資金を活用した手法の導入、働き方改革の推進等により、生産性の向上を図り、更なる行政サービスの向上を図っていきます。

### ア 公民連携手法の積極的な活用

- ・公募等の手続きにより民間企業等と連携して進める取組(PPP\*/PFI\*:民間委託、指定管理者制度、定期借地権方式等)
- ・民間資金を活用し社会課題解決を効果的に行う仕組み(SIB\*:ソーシャル・インパクト・ボンド等)
- ・民間企業等が行う社会貢献活動と連携して進める取組(包括連携協定、個別協定等)

### イ 「新たな日常」に向けたDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

- オンライン手続きの拡充
  - ・申請手続きのデジタル化による利便性向上(マイナンバーカード、コミュニケーションアプリ等の活用)
- 問い合わせの自動応答化
  - ・問合せへの自動応答化・迅速化等の推進(チャットボット\*、SNSの活用等)
- 先端技術を活用した業務の効率化
  - ・定型業務の自動化・効率化(RPA\*:ロボティック・プロセス・オートメーション、AI\*:人工知能)
- キャッシュレスの推進
  - ・支払い手段の多様化及び非接触化・迅速化による利便性向上(クレジット収納、電子マネーによる支払い等)
- 区の行政手続きにおける押印の見直し
  - ・行政手続きのデジタル化・事務の効率化を図るため、「はんこレス」を推進

### ウ 働き方改革の推進

- テレワークの推進
  - ・新型コロナウイルス感染拡大防止や災害等における事業継続の確保
  - ・業務効率化等に寄与する柔軟で多様な働き方の実現
- オフィス改革の推進
  - ・職員能力を発揮できる「働く場」の整備として、フリーアドレス\*制を試行的に導入
- 非接触型コミュニケーションの推進
  - ・新たな非接触型合意形成の仕組みづくり(Web会議の推進等)

## 第3節 国土強靱化について

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年法律第95号)第13条に基づく「大田区国土強靱化地域計画」(以下「強靱化計画」という。)を包含しています。

『国土強靱化』とは、どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興することができる、強さとしなやかさを兼ね備えた国土・地域・経済社会を構築することをいいます。

ここでは区の国土強靱化に関する基本的な考え方、推進方針等について示し、各行政分野における国土強靱化に関連する具体的な施策(優先的に取り組むべき重点事業)については、第3章で今後の取組内容やスケジュールをお示しします。

### 1 強靱化計画策定の趣旨

我が国では、地理・地形・気象などの特性から、これまで繰り返し地震、洪水などの自然災害に見舞われて甚大な被害が発生しており、その都度膨大な時間と資金を投じて復旧・復興を図ってきました。近年では、東日本大震災をはじめとする大規模な地震、大型台風や集中豪雨による水害、火山噴火など、多くの尊い人命や財産が失われる災害が頻発しています。

大田区においても、令和元年台風第19号の際には、多摩川の堤防が決壊の危機に瀕し、内水氾濫により多くの家屋に浸水被害が発生しました。また、首都直下型地震についても、いつ起きてもおかしくない状況が続いています。

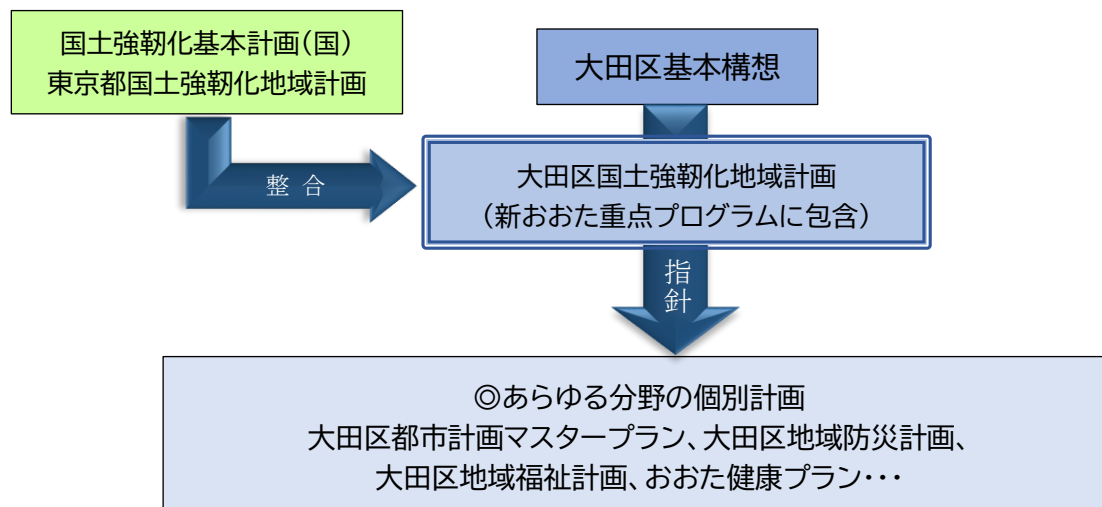
このような状況下では、あらゆる大規模自然災害における最悪の事態を想定し、人的・物的被害を最小限に止め、早急な復旧・復興を図るための事前の備えをしておくことが重要です。また、世界規模で大流行した新型コロナウイルス感染症は、区民生活や区内経済に極めて大きな影響を及ぼしました。本計画策定時点においても完全な終息には至っていませんが、再びこのような危機に陥ることがないようにするためには、今回のパンデミックから得た教訓を基に、でき得る限りの備えをしておく必要があります。

区はこれまでも、個々の分野においてハード・ソフトの両面から災害対策を進めてきましたが、限りある行政資源を最も有効に投じるためには、これまでの取組を振り返り、改めて脆弱性を確認した上で、優先順位を考慮しながら取り組んでいく必要があります。そこで、脆弱性評価を行い、その結果に基づき、防災・減災の視点で総合的かつ効果的・効率的な施策展開を図っていくことを目的として、強靱化計画を策定することとしました。



## 2 強靱化計画の位置付け

強靱化計画は、大田区内の強靱化を推進する上で、基本的な理念や目標、対策方針などを示すものであり、区政のあらゆる分野における防災・減災関連施策の指針となるものです。



## 3 計画の対象となる災害

地域の強靱化を図るためには、区民生活や区内の経済活動に多大な影響を及ぼす自然災害、パンデミック、テロ、航空機等による大事故など、あらゆる事象を対象に取り組む必要がありますが、本計画では特に、発生可能性や広範囲に影響を及ぼす危険性が高い大地震や洪水など、大規模な自然災害を重点対象として位置付けます。また、新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえ、パンデミックへの対応も念頭に置くものとします。

## 4 大田区の地域特性

東京都の東南部にあり、東は東京湾に面し、北は品川・目黒区に、北西は世田谷区に、さらに西と南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市とそれぞれ隣接しています。武蔵野台地の東南端にあたる西北部の丘陵地帯と東南部の低地に2分され、低地部は、海岸や多摩川の自然隆起と堆積によってできた沖積地と、それに続く埋め立て地で構成されています。

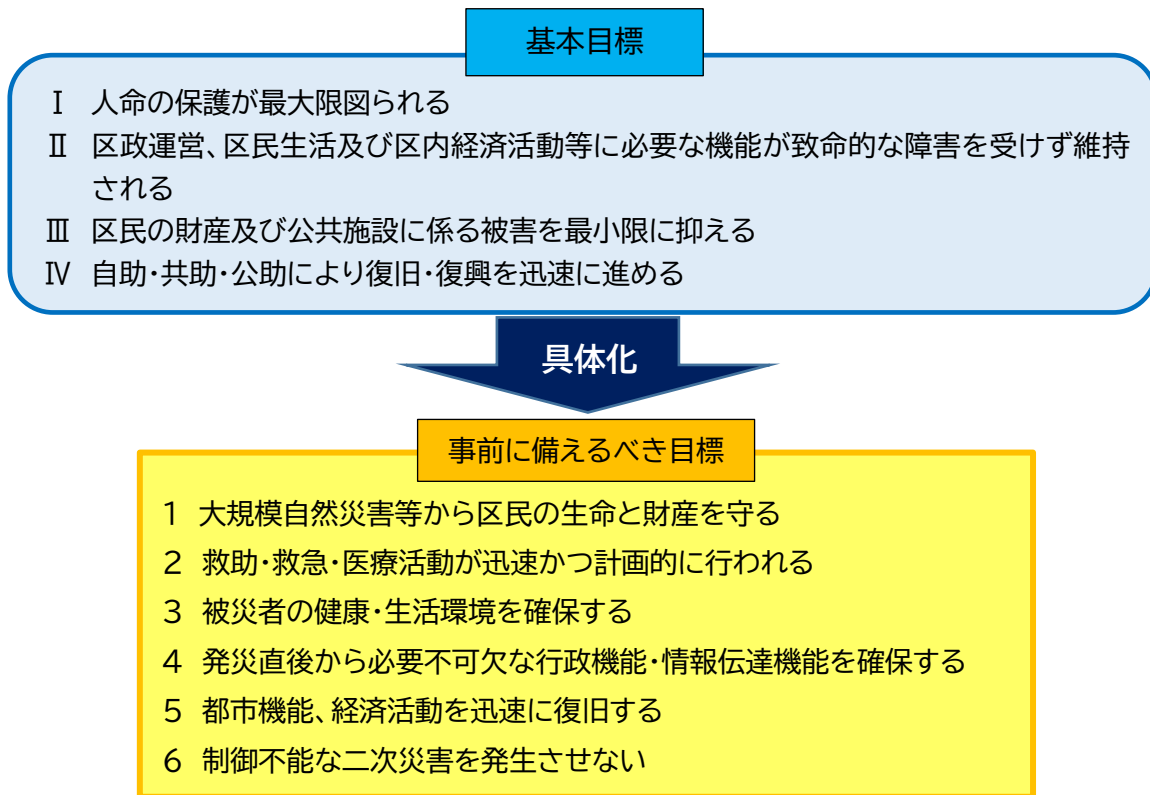
海拔は、田園調布付近が最高で42.5メートル、南東に向かって次第に低くなり、低地部の高い所で約5メートル、海岸線や埋め立て地では約1メートルです。

面積は61.86km<sup>2</sup>と二十三区で最も広く、令和3年(2021年)1月1日現在の人口は733,672人(住民基本台帳登録者数)で、人口推計によれば、今後もしばらく増加が続く見込みです。年齢別人口割合については当面横ばいが続きますが、2035年頃から老年人口の割合が高まり、更なる高齢化、単身高齢世帯の増加が見込まれ、災害対策においても配慮を要する人の割合が高まっていくと考えられます。

道路網(国道3路線、首都高速道路2路線など)、鉄道網(JR、東急、京急、東京モノレールなど)が張り巡らされ、国内最大の乗降客数を誇る羽田空港を擁するなど、交通の要衝を占め、利便性が非常に高いまちとなっています。

## 5 強靱化を推進するに当たっての目標

大田区の地域特性や近年の災害の動向、国及び東京都が掲げる目標等を鑑み、強靱化計画における4つの基本目標と、基本目標達成に向けて防災・減災の取組を着実に推進するためのより具体的な目標(事前に備えるべき6つの目標)を以下のとおり設定します。



## 6 取組の方向性

### (1) 検討のベースとなる被害想定

強靱化計画の策定に際し、より具体的に現状分析・課題抽出・解決策の検討を行うため、前提条件として「大田区地域防災計画・第3編・第1章 首都直下地震等の大田区の被害想定」を用いることとし、ここでは主な内容について下表に示します。

モデルとなる災害		東京湾北部地震(冬の夕方 18 時、風速4m又は8m/秒) マグニチュード 7.3、予想震度6強(一部地域では7)	
風 速		4m/秒	8m/秒
人的被害	死者数	1,027人	1,073人
	負傷者数	10,203人	10,412人
物的被害	建物(全壊)	41,006棟	43,326棟
	(うち火災棟数)	(27,647棟)	(32,218棟)
	建物(半壊)	29,224棟	29,224棟
避難所生活者数		231,386人	237,135人
徒歩帰宅困難者数		166,426人	

(2) 脆弱性の評価（評価結果の詳細については巻末の資料編に掲載）

脆弱性の評価は、上記の被害想定のもととなる最大級の大規模自然災害が発生した場合でも、人的・物的被害を最小限に止めることができるよう、的確な対策が講じられているかを確認し、評価するものです。まず、地域の強靱化における課題や、優先的・重点的に取り組む施策を明らかにするため、「事前に備えるべき目標」ごとに以下のとおり「起きてはならない最悪の事態」（以下「最悪の事態」という。）を設定し、従前から実施している施策について、進捗状況や効果を分析・整理し、課題を洗い出した上で、課題解決に必要な取組を検討しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	1 住宅や不特定多数の人々が利用する施設等の倒壊・大規模損壊により多くの死傷者が発生する
	2 住宅密集地や不特定多数の人々が利用する施設等における大規模火災により多くの死傷者が発生する
	3 津波・集中豪雨・河川の氾濫等により、広域かつ長期的な市街地の浸水が発生する
	4 広域かつ大規模な液状化・地盤沈下が発生し、多数の避難者や災害活動に必要な移動ルートの損壊・遮断が発生する
	5 情報伝達や事前準備の不足により避難行動が遅れ、多くの死傷者が発生する
	6 大規模浸水や土砂災害により多くの死傷者が発生する
	7 新たな感染症の大流行（パンデミック）により、多くの重症者や死者が発生する
2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる	1 自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動に必要な人員が絶対的に不足する
	2 食糧、水、燃料、物資等の供給が長期間途絶し、救助・救急・医療活動が滞る
	3 救助・救急・医療活動に必要な移動ルートが損壊・遮断される
	4 交通麻痺や被災、パンデミック等により医療従事者の絶対数が不足し、医療機能が麻痺する
	5 建物倒壊、電源喪失等により、病院機能や患者の移送・傷病者の救護体制を維持できなくなる
	6 電力供給停止等により在宅人工呼吸器患者等の機器類が停止し、死者が発生する

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
3 被災者の健康・生活環境を確保する	1	被災地において食料や飲料水等、生命に関わる物資やエネルギー等の供給が長期間停止する
	2	想定を超える避難者が避難所に殺到し、受け入れ困難な事態や物資の不足が生じる
	3	広範囲なエリアにおいて疫病や感染症が大規模発生し、必要な人員、物品(備蓄品、備蓄医薬品)等の不足により抑止できなくなる
	4	想定を超える帰宅困難者が発生し、滞在場所や物資が不足する
	5	避難所生活が長期化し、保健・環境衛生対策の不足等により、心身の不調や災害関連死が発生する
4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する	1	区の職員の被災や参集困難、公共施設の被災、パンデミック等により行政機能が大幅に低下する
	2	治安が悪化し犯罪が多発する
	3	電力供給停止等により情報発信ツールが使用できなくなり、被災者へ必要な情報が伝達できない
	4	情報連絡ツールの不足等により、関係機関との連絡・情報共有が停滞し、被害の拡大や復旧・復興の遅れが生じる
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	1	電気、ガス、上下水道等のライフラインが長期間停止する
	2	道路・鉄道などの交通網が寸断され、陸上、海上の移動・輸送機能が麻痺する
	3	羽田空港や空港周辺エリアの被災により、空の移動・輸送機能が麻痺する
	4	被災やパンデミックにより事業継続が困難になり、多数の区内事業者が倒産・廃業する
	5	金融サービス等の機能停止により区民生活や商取引に甚大な影響が発生する
	6	災害廃棄物の処理が停滞し、復旧・復興の大幅な遅れや莫大な処理費用が生じる
	7	地域コミュニティ*が機能しなくなり復興に向けた合意形成が困難になる
	8	専門人材や労働力が不足し、復旧・復興に大幅な遅れが生じる
	9	避難所開設が長期化し、従前の施設機能の回復が見込めない
6 制御不能な二次災害を発生させない	1	広域かつ大規模な火災が発生する
	2	河川堤防、防潮堤及び兼用工作物の損壊により洪水が発生する
	3	危険物・有害物質等が広域に流出・飛散する
	4	主要道路沿道の建物倒壊により交通麻痺等が発生する



(3) 「事前に備えるべき目標」の達成に向けた取組

脆弱性の評価結果を基に、計画期間中に優先的かつ重点的に推進すべき取組の方向性を以下のとおり整理しました。第3章の個別施策のページでは、この方向性に沿った取組が含まれる事業について **強靱化** と表示しています。

<b>1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 公共施設の適正かつ計画的な維持管理・改築・改修等</li><li>➤ <u>倒れない・燃えないまちづくりの推進</u></li><li>➤ <u>防災活動拠点の整備、避難ルート・物資輸送ルートの確保</u></li><li>➤ <u>各種訓練・講習会等の実施、災害対応マニュアル・ハザードマップ等の作成</u></li><li>➤ <u>災害時における情報発信・情報収集機能の強化</u></li><li>➤ 感染予防用備蓄品の充実、医療機関との連携強化等による感染症対策の推進</li></ul>
<b>2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ <u>移動ルート・物資輸送ルートの確保</u></li><li>➤ 消防団、市民消火隊への継続的な支援</li><li>➤ <u>他自治体、関係団体等からの受援体制の整備</u></li><li>➤ 災害時医療ボランティアの確保、訪問看護ステーション等との連携強化</li><li>➤ 備蓄品(数量・種類)の充実、提供体制の整備</li></ul>
<b>3 被災者の健康・生活環境を確保する</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 避難生活に必要な食料、水、エネルギー等の確保及び輸送体制の整備</li><li>➤ 生活習慣や健康状態、多言語など、避難者の多様性に応じられる避難環境の整備</li><li>➤ 災害時要配慮者・避難行動要支援者*が安全・安心に避難できる体制の整備</li><li>➤ 避難所における公衆衛生対策、医療救護体制の充実</li><li>➤ 帰宅困難者一時滞在施設の拡充、滞在環境の向上</li></ul>
<b>4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 災害対策本部体制の強化、職員の防災意識向上</li><li>➤ <u>他自治体、関係機関との連携強化</u></li><li>➤ <u>災害時における情報発信・情報収集機能の強化</u></li></ul>

## 5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する

- 移動ルート・物資輸送ルートの確保
- 民間事業者の危機管理意識の向上、BCPの策定促進
- 災害廃棄物の処理体制整備
- 地域での防災・災害復興等に関する実践的な訓練の実施
- 他自治体、関係機関との連携強化
- 他自治体、関係団体等からの受援体制の整備

## 6 制御不能な二次災害を発生させない

- 倒れない・燃えないまちづくりの推進
- 各種訓練・講習会等の実施、災害対応マニュアル・ハザードマップ等の作成
- 水害への対応力の強化
- 地域での防災・災害復興等に関する実践的な訓練の実施

※複数の「事前に備えるべき目標」に関連するため再掲している取組については、下線を引いています。

## 7 進行管理

大田区の強靱化を確実に進めていくためには、「事前に備えるべき目標」の達成に向けた取組について進捗状況を把握し、継続的に検証・見直し・改善を図っていく必要があります。

強靱化計画の進行管理については、強靱化計画を包含する新おおた重点プログラムの進行管理と一体的に行うものとし、毎年度各事業の取組状況等を確認した上で、必要に応じて事業内容の見直しを行うこととします。

## 第4節 SDGsの推進

### 1 SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015年)9月に開催された国連サミットにおいて採択された、2030年までに達成すべき国際目標です。

SDGsは、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標・169のターゲットで構成されており、各国政府は「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

また、SDGsは、その達成に向けて政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー(利害関係者)が役割を担って取り組むこととされており、地方自治体もその一主体として重要な役割を果たすものとして期待されています。

### 2 国の動向

国においても、全国務大臣を構成員として設置したSDGs推進本部の下で、行政、民間セクター、NGO\*・NPO\*、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs推進円卓会議」を経て、平成28年(2016年)12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を、令和2年(2020年)には「SDGsアクションプラン2020」を決定しました。

同アクションプランでは、今後の10年を2030年の目標達成に向けた「行動の10年」とし、「ビジネスとイノベーション～SDGsと連動する「Society5.0」の推進～」、「SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」、「SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメント」の3本柱を中核とする「日本のSDGsモデル」の展開を加速化していくことを明言しています。

### 3 東京都におけるSDGs達成に向けた取組

東京都が令和元年(2019年)12月に策定した「『未来の東京』戦略ビジョン」では、「SDGsという国際標準の目線に立って、世界をリードする政策を積極的に展開することで、都民生活の更なる向上や豊かな都市環境を創出し、持続可能な都市・東京を実現していく。そして、その取組を世界に発信し共有することで、地球の持続可能性に貢献していく」と記載されています。

また、この戦略ビジョンは、SDGsを実現するビジョンでもあり、戦略ビジョンで掲げた推進プロジェクトを、SDGsの目線に立って強力に推進していくため、以下の4点を掲げ、SDGs達成に向けた取組の輪を、東京から全国、世界へと広げていくことを明記しています。

推進1:SDGsの目線から都庁が率先して政策を強力に推進する

推進2:区市町村と共に持続可能な東京を実現する

推進3:都民・企業など、多様な主体と共に持続可能な東京を実現する

推進4:全国、そして世界と共に持続可能な社会を実現する

## 4 大田区におけるSDGsの推進

令和元年(2019年)に改定された国のSDGs実施指針では、「政府及び各ステークホルダーは、各種計画や戦略、方針、個別の施策の策定や改訂、実施に当たってSDGs達成に向けた貢献という観点を取り入れ、その要素を最大限反映する」と触れています。

大田区でも各種計画等の策定時に、計画に掲げる各施策や各事業等とSDGsの目標を紐付けるなど、SDGsについて広く普及・啓発するとともに、目標達成に向けた様々な取組を推進していきます。



## 5 SDGsで掲げている17の目標

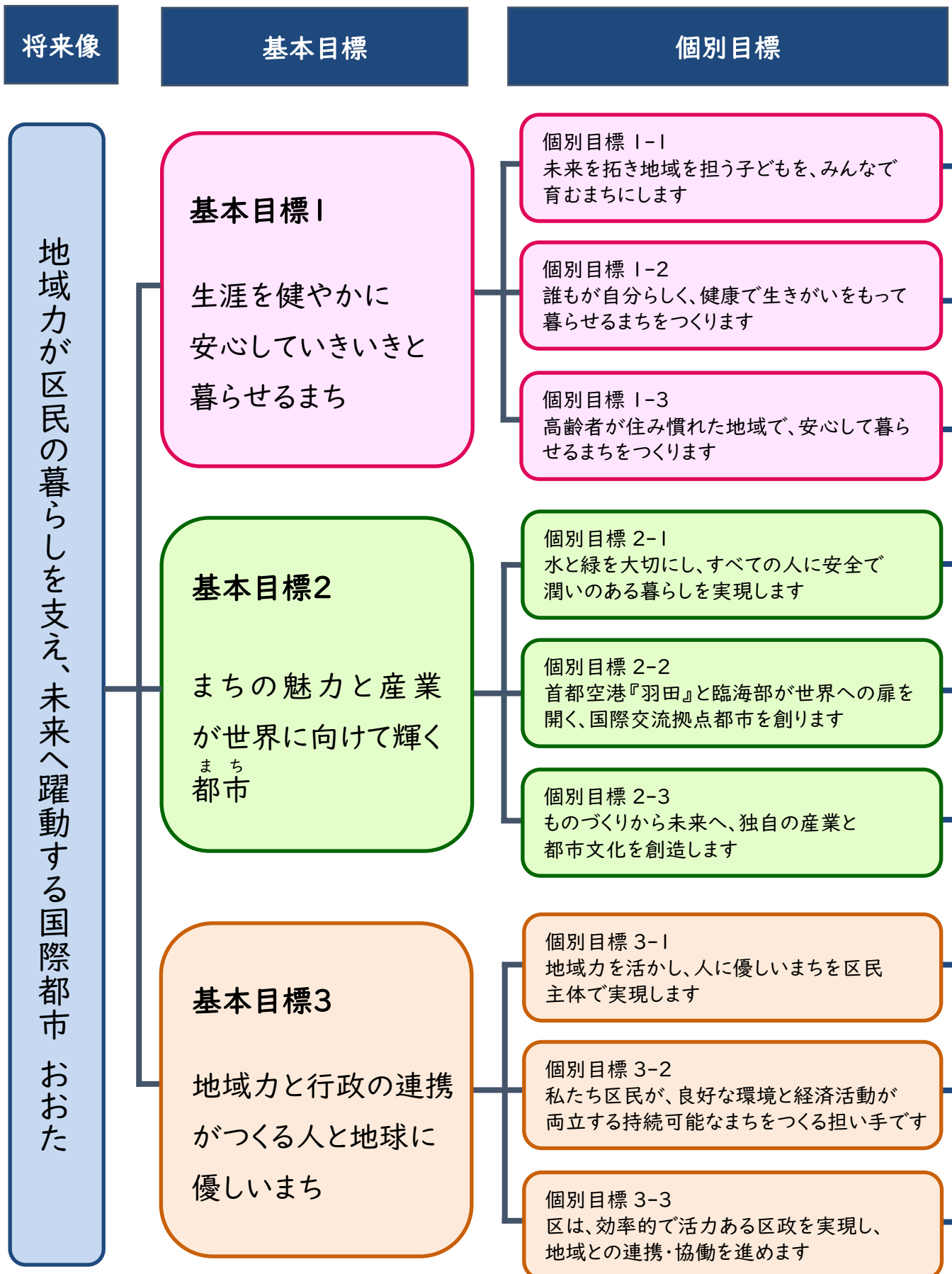
<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>【貧困をなくそう】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>【飢餓をゼロに】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>【すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>【質の高い教育をみんなに】 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>【ジェンダー平等を実現しよう】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>【安全な水とトイレを世界中に】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>

<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>【働きがいも経済成長も】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>【産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>【人や国の不平等をなくそう】 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>【住み続けられるまちづくりを】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>【つくる責任つかう責任】 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>【気候変動に具体的な対策を】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>14 海の豊かさ を守ろう</p> 	<p>【海の豊かさを守ろう】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさ も守ろう</p> 	<p>【陸の豊かさも守ろう】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>【平和と公正をすべての人に】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリー シップで 目標を達成しよう</p> 	<p>【パートナーシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

出典:「持続可能な開発のための2030アジェンダ」外務省仮訳



## 第5節 本計画における施策体系



## 施策

- 1-1-1 安心して子どもを産み育てられるまちをつくれます
- 1-1-2 子どもを健やかに育む場を整備します
- 1-1-3 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る子どもを育成します

- 1-2-1 健康に暮らせるまちをつくれます
- 1-2-2 誰もが社会的包摂の中で、安心して暮らせるまちをつくれます
- 1-2-3 学びやスポーツを通じて、誰もが生きがいをもって暮らせるまちをつくれます

- 1-3-1 高齢者の安全・安心な暮らしと活躍を支えます

- 2-1-1 魅力と個性にあふれ、利便性が高く賑わいと活力あるまちをつくれます
- 2-1-2 身近な場所で水やみどりと触れ合える、潤いとやすらぎのあるまちをつくれます
- 2-1-3 災害に強く、安全で安心して暮らせるまちをつくれます

- 2-2-1 空港臨海部の特性を活かし、世界にはばたき未来へつながるまちをつくれます
- 2-2-2 「国際都市おおた」の推進により、持続可能な国際交流・多文化共生\*を育みます

- 2-3-1 地域に好循環をもたらす、大田区ならではの産業の発展を支援します
- 2-3-2 大田区の魅力を国内外にアピールします

- 3-1-1 地域力を結集し、魅力的で住み続けたいまちをつくれます
- 3-1-2 地域力を最大限発揮して、災害に強く、防犯力の高い地域をつくれます

- 3-2-1 持続可能な地球環境をみんなで守り、未来へ引き継ぎます

- 3-3-1 質の高い区民サービスを提供する、持続可能な区役所をつくれます

